

設置の趣旨等を記載した書類（本文）

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	p. 2
2. 学部・学科の特色	p. 8
3. 学部・学科等の名称及び学位の名称	p. 10
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	p. 10
5. 教育方法, 履修指導方法及び卒業要件	p. 13
6. 実習の具体的計画	p. 15
7. 企業実習（インターンシップを含む）や海外学外研修等の学外実習を実施 する場合の具体的計画	p. 21
8. 取得可能な資格	p. 22
9. 入学者選抜の概要	p. 22
10. 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色	p. 25
11. 研究の実施についての考え方、体制、取組	p. 27
12. 施設, 設備等の整備計画	p. 28
13. 管理運営	p. 31
14. 自己点検・評価	p. 32
15. 情報の公表	p. 33
16. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組	p. 35
17. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	p. 44

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

1) 設置の背景

古来より、わが国は、自然の豊かな恵みを享受する一方で、多くの災害にも見舞われてきた。たとえば、全世界のマグニチュード6.0以上の地震のうち、17.9%は、日本周辺で起こっている（2011年～2020年、国土技術研究センター）。日本人は、抗いようのない自然の変化や脅威を制御しようとするのではなく、与えられたものとして共生する道を選んできた。その結果、日本人は、自然事象を受け入れるのと同様に、国内外からもたらされる多種多様な文化を包摂することによって固有の文化を形成してきたともいえる。

たとえば、平安時代から鎌倉時代にかけては、多くの災害発生や疫病の流行などによって社会不安が広がり、末法思想が平安貴族社会に流布した。有力貴族は、浄土信仰を具現化しようと壮麗な仏教建築を作るが、それらも災害によって失われた。この時期を生きた鴨長明は、「方丈記」（1212年）で、人の命や人生・社会ははかなく不安定であるという「『無常観』」といわれる思想（京都大学貴重資料デジタルアーカイブ）を一貫して表現した。同時期に、貴族を中心とした特権階級独占のものであった仏教を民衆の仏教へと改革したのが、本学の建学の源である浄土宗祖法然上人である。法然上人の教えは、「貴族と民衆との差別を取り除き、『だれでも』『いつでも』『どこでも』念仏さえ称えたならば、仏の本願力によって平等に救済される、と説くところに」（浄土宗布教必携）ある。こうした、多くの自然災害と儂い人間社会による無常観と、そこからの救いを願う佛教を中心とする宗教は、日本文化に大きな影響を与えることになる。

文化審議会は、文化を「人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ育ち身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとした暮らし、生活様式、価値観など、人間と人間の生活にかかわることの総体」（文化審議会 答申「文化を大切に作る社会の構築について ～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」平成14年4月24日より）と定義しているが、まさに日本文化は、日本人が自然とのかかわりの中で作り上げた生活様式、価値観の総体であって、環境とは不可分の関係にある。

近年は、情報化の進展にともない、ICTが社会・経済インフラとして定着して、情報収集やコミュニケーションがグローバル化している。誰もが情報を発信できるが、大量の情報真偽を見極める能力、必要なものを取捨選択する能力、その基礎となるエシック（倫理）あるいはモラル（道徳）が問われている。こうした環境が生活様式や人々の価値観にどのように影響を与えているかを捉え、それらを受け入れる共生社会の実現が求められている。

先述の答申は、さらに文化を「①人間が人間らしく生きるために極めて重要であり、②間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するものです。また、③より質の高い経済活動を実現するとともに、④科学技術や情報化の進展が、人類の真の発展に貢献するものとなるよう支えるものです。さらに、⑤世界の多様性を維持し、世界平和の礎」となるものとしている。この答申から20年余を経て、現在の社会を俯瞰すると、その

先見性が明らかとなる。つまり、現代社会が抱える諸問題を別個のものとして捉えるのではなく、「文化」という共通の枠組みによって捉えることでその解決の糸口が見えてくる。たとえば、新型コロナウイルス感染症対策では、人間らしい生活の維持と経済活動の両立のため、科学技術や情報化の進展が促されたが、それらは日本人の連帯の精神で達成されたものであり、未知の感染症に日本文化がどのように対応したかということである。これから生起する、あるいは継続する課題の解決のためには、日本文化の特質である包摂と共生に基づく生活様式や価値観を学んで、変革力、共感力、多様性の受容力といったソフトスキルを備える人材の育成が求められるのである。

上述の答申はさらに、「21世紀は、社会の様々な分野で変化が進み、先行き不透明な時代と言われ、私たちは人類の繁栄と平和のために、今までに体験したことのない新たな課題に挑戦していかなければなりません。こうした中で、文化は人々の創造力の源泉である想像力を育てるほか、他者に共感する心を通じて、他人を尊重し、考えを異にする人々と共に生きる資質をはぐくむもの」であるとしている。

つまり、日本の文化を学ぶことは、単に歴史上の出来事を学ぶだけでなく、創造力の源泉に触れ、今後の日本社会を予測する未来志向の学びであるといえる。たとえば、日本は半世紀以上にわたって、世界の重要な経済大国であり、国際交流も盛んで、日本を理解しようとするいわゆる「日本学」（ジャパノロジー）も確固たる地位を築いている。さらに、マンガ・アニメ・ゲームといったメディアコンテンツを中心としたソフト面での日本への評価は高く、日本文化はすでに多くの国の創造力にかかわる文化に影響を与えている。これは決して新しい事象ではない。たとえば、20世紀初頭には、内と外があいまいな日本の伝統建築が世界に紹介され、西欧の建築が石造建築からコンクリートとガラスの近代建築へ移行する際に影響したり、浮世絵がその斬新な構図や色彩によって西洋画に大きな影響を与えたりしたことはその代表である。「和」と異なるように見えるものの中にも「和」を見ることができるとともに共通性があり、異文化理解とは「異」と「同」を見ることがある。

こうして、文化を学ぶことで相互理解や共感が生まれ、他の文化を尊重することができる。自国の文化のみを優位なものとして捉え、他国の文化を排斥すれば、必ず軋轢が生じる。日本の歴史、伝統、社会構造、芸術、宗教、言語などには、日本の固有性と国際的な共通性があり、文化的寛容さを備えている。今後、ますますグローバル化する中で、日本とは何か、日本人とは何かが一層問われることになり、日本文化の素養を備えた社会人の育成は、多様性を尊重する社会に貢献することが期待される。

社会的な背景では、文化芸術振興基本法が改正され、新たに「文化芸術基本法」が施行された（平成29年6月）ことが挙げられる。改正基本法等を踏まえ、文化による地方創生や文化財の活用等新たな政策ニーズへの対応などを進めるため、文化庁の機能強化とともに京都移転が実現したことを受けて、京都の観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する幅広い分野も含めた施策の推進が図られている。行政機関・文化芸術団体・民間事業者・学校・地域等のこれまで以上の連携により、文化芸術に

より生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造が期待される。本学もその一翼を担い、京都における文化芸術の継承、発展及び創造に資する人材育成という社会的責任を負っている。

2) 設置の必要性

西洋に日本が知られた近代以降、日本に関する研究、日本学は対象を変えながら連綿と続いてきた。その中心は、「日本とは何か」という日本文化の研究であり、日本はその芸術性と精神性において世界中で高い評価を受けている。その日本文化学を京都で学ぶことには、多くの利点がある。第一に、京都は、約 1,200 年に渡り日本文化の中心として栄えてきた歴史があり、有形無形の日本の伝統文化に深く触れることができる。第二に、日本の伝統文化や芸術、言語などの研究・保存・普及の方法を学ぶことが可能となる。京都は、「古都京都の文化財」として世界文化遺産にも登録されているが、これらは、適切に管理・維持・保存することが求められており、学生たちは、それらに直に触れることによって、伝統を尊重しながらも現代における価値や意義を理解し、次世代に継承・発展させる役割を果たすことができる。さらに、第三として、国内外からの学生や研究者が集まることで異文化交流が促進され、国際的な視点で日本文化を理解することができる。

京都における日本文化学部の設置は、このように日本の伝統文化を保護し、次世代に伝えるとともに、国際的な文化交流を促進する重要な意義を持っている。単に文化的事象を知識として修めるのではなく、実際に生活に根差した多くの伝統や革新に触れ、その背景を学び、また体験することを通じて学びを定着させるという往還的な学びが可能となり、その豊かな文化的遺産を継承・保護していく役割が果たされる。

また、京都は、世界中から観光客を惹きつける魅力的な観光地として知られているが、これまでは寺院や史跡といったハード面が中心で、和服、和食、茶道・華道などの生活に根差した日本ならではの体験（ソフト面）については国際的に紹介する機会に乏しかった。それは、世界各地の世界遺産は知りながら、そこで暮らす人の生活に根差した文化についての知識が乏しいことと同様である。日本文化を京都で学ぶことによって、寺院や史跡以外の豊かな観光資源を最大限に活用し、訪れた観光客に対して本格的な日本文化体験を提供することが可能である。正しく日本の情報を発信するためには、異文化としての日本文化がどのように理解され、定着されているのかを知り、異文化理解を進めて国際社会でのコミュニケーション能力を向上させる必要がある。

日本文化学部は、上記の通り、日本の豊かな文化の源泉である京都にあって、その歴史と価値に直接触れて学ぶ体験を提供すること、異文化コミュニケーションの機会に富み、多様な他者とのコミュニケーション能力の向上をもたらすこと、経済活動としての観光・伝統産業の担い手の育成を行うこと、新たな価値の創造と発信の学びを共有することを通して、多文化共生社会の実現を担う人材を養成する社会的な責任を有している。

社会的な背景では、文化庁京都移転の意義の実現に向けて、文化庁との連携による新たな文化政策の展開や、世界に向けた日本文化の発信等を行政、経済界、文化団体等「オー

ル京都」として展開し、日本文化の国際的な価値を高めることを目的に「文化庁連携プラットフォーム」が発足した（令和5年6月）ことが挙げられる。

文化庁京都移転を契機とし、新たな文化政策等を推進、保存・継承から新たな活用など、文化の力を活かして、

- ・ 日本人の暮らしの中に息づく歴史と伝統ある日本文化の未来への継承
- ・ 日本文化の国際的な市場形成に向けた取組の推進
- ・ 文化の力をあらゆる分野に活かし、創造的で活力ある社会を形成する取組の推進
- ・ 各地域の文化の魅力を体験し、理解を深める文化観光等の推進
- ・ 食文化をはじめとする生活文化の振興

など取組の方向性を明確化するとともに、文化庁との連携による新たな文化政策の展開や地域の多様な文化による地方創生、京都から世界へ向けた日本文化の発信などを通じ、日本文化の国際的な価値を高める気運が醸成している。

ここでいう文化の力とは、「文化の持つ、人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力」（文化庁）である。京都府では、令和元（2019）年策定の「京都府総合計画」（京都夢実現プラン）において、20年後に実現したい京都府の将来像に、「文化の力で新たな価値を創造する京都府」構想を掲げている。2040年の京都府社会の姿として、暮らしの中に多様な文化が息づき、文化の力が「※京都力（きょうとりょく）」の源泉となり、文化の力で新たな価値を創造する京都府の実現をめざしていくとある。

*京都力とは長い歴史をかけて先人が守り紡いできた文化や産業、そして人と人との絆とも言うべき力を意味している。

京都府は、文化力による未来づくりに関する取組を総合的に推進し、心豊かでより質の高い府民生活及び各地域の活性化を実現するため、「京都府文化力による未来づくり条例」を制定している。その基本理念において、大学などには、創造性豊かな人材の育成、研究活動、当該大学などの有する専門知識、人材、設備等を生かした文化活動への支援等を通じて、文化の保存、継承、発展、創造又は活用に貢献する役割を果たすよう文化活動を担う人づくりに努めることを要請している。本学日本文化学部日本文化学科は、まさにこうした要請に応えるものであり、設置の必要性を満たしていると考えられる。

3) 教育研究上の目的及び研究対象とする学問分野、養成する人材

日本文化学部では、研究対象とする中心的な学問分野を「文学関係」の「日本文化学」として、歴史、思想、文学、芸術、日本語など、日本文化に関する教育研究を通して、多様性を尊重し、新たな文化的価値を創造する態度と能力を育成することを教育研究上の目的とする。

グローバル化、情報化、少子高齢化の進展にともない、人々の価値観や生活様式が多様化している一方で、多様な価値観を受け入れることができる共生社会を実現するためには、現代社会のなかで共有される考え方や価値基準の体系である「文化」を学ぶことが基礎と

なる。日本文化を探究した力で共生社会の実現に寄与することのできる、変革力・共感力・受容力といったソフトスキルを備えた職業人を養成する。

4) 養成する人材、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

（1）養成する人材

日本文化学部では、多様な日本文化を創造、発展、継承させてきた国際都市・京都において蓄積された文化資源を活用して、日本文化を構成する歴史文化、表現文化、京都文化、地域・和食文化、現代文化などの専門的な知識と日本文化を深く探究する力や新しい文化創造に寄与する能力を修得し、グローバル化、情報化、少子高齢化の進展にとともに、人々の価値観や生活様式が多様化している現代社会において共有される考え方や価値基準の体系である文化に触れ、多文化・多様性を理解し価値観を尊重する豊かな人間性と、提案力・実行力などのソフトスキルを備えた職業人として、社会に貢献できる資質・能力を備えた人材を養成します。

（2）卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

（知識・技能）

- ①語学や社会学、健康科学などの幅広い教養を身につけ、多文化を相互に理解し、多様な価値観を尊重することができる。
- ②日本の宗教文化や芸能文化及び文学に関する知識を有し、思想と言語表現の成り立ちが理解できる。
- ③京都文化や和食文化に関する知識を有し、地域社会の変化に対応する的確な分析力を有している。

（思考力・判断力・表現力）

- ④文化に関する諸課題を解決するための実践的なコミュニケーション能力と発信力を有している。

（主体性・協働性）

- ⑤生涯にわたって自律的に問題意識をもち、社会に貢献するために他者と協働することができる。

（3）教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

日本文化学科では、次の方針に基づきカリキュラムを編成する。

- ①総合科目は、建学の精神を学び学習の基盤を形成するために、「ブッダの教え」「法然上人の思想と生涯」「総合基礎演習Ⅰ」「総合基礎演習Ⅱ」の4科目を必修科目とする。
- ②基本科目は、幅広い教養を身につけ、多様な価値観を尊重する豊かな人間性を涵養するために、語学・スポーツ科学・人権・情報の科目を配置して必修科目とするほか、自然科学・社会学・人文学・キャリア形成等の科目を配置する。

③学部基幹科目は、日本文化の基礎的知識を修めるために、「日本文化総論Ⅰ」「日本文化総論Ⅱ」「国文学概論」「日本史概説」の4科目を必修科目とする。

④学部必修科目は、日本文化の専門的知識やコミュニケーション能力、問題解決能力を修めるために、「地域文化論」「京都文化論」「キャリア教育」「文献講読」「日本文化化学演習Ⅰ」「日本文化化学演習Ⅱ」「卒業演習」を必修科目とする。

⑤選択科目は、日本文化の専門的知識を基に、新たな文化の創造に寄与する分析力や総合的な思考・判断力を培うために、歴史文化、表現文化、京都文化、地域・和食文化、現代文化等の各科目に加え、関係の演習授業やフィールドワーク等実践型の科目を配置する学修成果は、シラバスで学生に明示する各科目の学位授与の方針との関連、評価方法、評価基準に基づき、筆記及び実技試験に加え、レポート、発表を含めた多角的かつ客観的な評価を行う。

養成する人材像、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの各項目との関連については、添付の「養成する人材と3つのポリシーの関連図」（資料1）において確認できる。さらに、それらと実際のカリキュラムの整合性については、学びの配列、学年進行、特色に応じて配置しており、その全体については、添付の「カリキュラム・マップ」（資料2）において確認できる。

（4）入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

日本文化学科は、学位授与の方針に定める人材を養成するため、高等学校等における学習や経験を通じて、次のような基礎的な知識、思考・判断力、表現力等により主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付け、自ら課題を発見し、探求しようとする意欲ある者を受入れるものとし、多様な選抜方法を適切に実施する。

ア. 知識・理解

・高等学校等の教育課程を幅広く修得し、学科の専門分野の修学に必要な国語と、社会もしくは外国語の基礎的な知識を理解している。

イ. 思考・判断

・自ら学ぼうとする学修意欲を持ち、探求心によって身に付けた知識・技能を基に、論理的に考え、協調性をもって他者へ客観的に説明しようとすることができる。

ウ. 関心・意欲・態度

・日本文化を探求する関心を持ち、歴史、言語、芸術、食、観光など幅広い地域の文化を理解する意欲にあふれ、その課題解決に向けて主体的に探求し、最後まで取り組むことができる態度を有している。

エ. 技能・表現

・他者と積極的に関わることができ、他者に対して自分の考えを口頭・文章等によって表現することができる。

また、本学が併設する華頂短期大学には、日本文化・現代文化における知識を学び、社会人として基本的教養があり、地域、社会に貢献できる基礎力と技術力を有する職業人を育成することを目的とする総合文化学科（入学定員 50 名、収容定員 100 名）があるが、日本文化学部は基本的教養に加えて専門知識を備えていること、また、社会人基礎力に加えて多様な価値観を尊重する人間性を備えていることを人材養成の目的としている。また、総合文化学科の教員組織が社会学・宗教学を基礎としているのに対し、日本文化学部の教員組織はそれらに歴史学・文学・生活文化学等を加えたものとなっており、短期大学との違いが明らかとなっている。また、日本文化学部の開設に伴って、短期大学の総合文化学科は廃止とする。

2. 学部・学科の特色

本学部・学科は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（2005 年）における「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」で示されるうち、「幅広い職業人養成」「総合的教養教育」の機能に重点を置くものである。また、中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」（2018 年）で示された「人材養成の三つの観点（例）」のうち、「具体の職業やスキルを意識した教育を行い、高い実務能力を備えた人材を養成」する機能に重点を置く大学として、以下の点を主たる特色とする。

1) 多様性を尊重し、課題解決に取り組む職業人養成

およそ 100 年前となる昭和 5（1930）年の平均寿命は、男性 44.82 歳、女性 44.73 歳（厚生労働省「完全生命表」）で、必ずしもすべての人に「老後」が訪れず、生きることは働くことと同義であった。当時は、第一次産業従事者が全体の 49.7%（国勢調査,2005）を占めるなど、職住近接型で定年もなく、生涯を通じて労働に従事することが一般的であった。しかし、現在、わが国はいわゆる「人生 100 年時代」を迎えて、伸長した「老後」をいかに生きるかという選択に人々の関心が集まっている。健康志向の高まりはもちろん、資産形成、働き方の多様化、社会貢献への関心、持続可能な社会の実現など、多様性を尊重した社会の実現が期待されている。多様性を身につけることは、一見、他者を理解することのようであるが、そのためには、まず自らの文化を知らねばならない。日本文化学とは、日本の自然や歴史が作り上げてきた価値観や生活様式を学ぶ学問であり、それらは他の文化との接触・変化によって築き上げられた極めて多様性に富む学びである。日本史、日本語、生活様式等の教育課程を通して、時代の変遷とともに変化してきた日本文化を学ぶことによって、違う個性を持った他者の多様性を尊重し、異なる意見を照らし合わせて現実的な課題解決に取り組む職業人を養成することができる。

2) 汎用的技能の育成

平成 20（2008）年の中央教育審議会による答申「学士課程の構築に向けて」において、では、汎用的技能が「知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能」として位置付け

られている。その技能は、具体的に、（１）コミュニケーション・スキル、（２）数量的スキル、（３）情報リテラシー、（４）論理的思考力、（５）問題解決力と定義されている。

職業生活や社会的な生活でも必要な技能は、どのように生かされるか。新型コロナウイルス感染症の発生・拡大以後、働き方はますます多様化し、時間と労働が生み出す価値も変容している。令和２（２０２２）年の非正規雇用労働者の割合は、３６．９％となり、女性に限れば５割を超えるなど、賃金が正規雇用者に比べて低いというリスクはあるものの、働き方としては定着しているといえる。また、不本意非正規雇用（①非正規雇用者であり、かつ②現職についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した人）の割合は、２０１３年の１９．２％から２０２２年には１０．３％にまで減っている（統計（総務省「労働力調査（詳細集計）」）。つまり、自ら望んで非正規雇用を選ぶものが増えている。生活の豊かさの基準が多様化し、正規雇用の男性と専業主婦の女性という、いわゆる「M字カーブ」のようなライフコースは減少している。それぞれに合った働き方を選択しながら、時間を何に使うかという選択肢が多くなっている。つまり、主たる労働時間と従たる余暇時間ではなく、どちらも同じように大切に作る人生設計が浸透しつつあり、他者を単一の価値観で測らない寛容さが求められる。

上記の通り多様な働き方を企業や組織の目的にあわせて調整するためには、それぞれにあったコミュニケーションを円滑に行わなければならない。その技能は、少人数のゼミ教育、専門科目、演習を用いた研究などを通じて常に自分の意見を発信し、他者の意見を受け取る環境で身につけることができる。急速に変化する社会は、常に新しい課題を生み出し、高度化・複雑化する中で、先端教育によってもたらされる先端的知識だけでなく、その土台を形成する基礎学力、豊かな人間性や全体を俯瞰する幅広い視野などが強く求めている。

社会の実相は、それぞれの業種・業態の特徴という専門性と、社会システムに適合した共通性という二側面から成り立っており、汎用的技能を身につけ、双方を理解することで、社会のあらゆる場面で必要とされる幅広い職業人となることができる。

３）フィールドワークの技法

日本文化学科は、史料の収集、分析という歴史学の研究方法と、データの収集と分類、フィールドワークの技法という表現・言語学の研究方法を学んで、「京都」と「地域・和食」を横断的に理解しようとするものである。京都は、日本の文化的中心であるばかりでなく、政治・宗教の中心地として各地の食材や調理法などに影響を与えることで和食文化や地域の独自文化の中心という性格も併せ持っている。そのため、日本文化学科の教育課程の特色は、日本、東洋・西洋の歴史学を中心に、民俗学・思想史・美術史・服飾・食物学をはじめ、人文科学、社会科学の多様な学際的領域を幅広く学生が習得できる点にある。

4) キャリア教育

入学時から4年次まで続く「演習(ゼミ)」と「キャリア科目」、そして課外活動を通してキャリア育成に重点を置いている。この教育効果をより確実なものとするために、4年間の成長を記録する「学生ポートフォリオ」を導入し、学生と教職員との個別面談を基に作成する。これによって学生自身の振り返りと気づきの機会を提供するとともに、教職員が定期的に学生と向き合い、相互に成長を確認でき、より細やかなキャリアの育成を可能とする。

また、教職の資格について所管する組織である教職課程指導センターを設け、教育分野で活躍できる基礎力向上をはじめ学校ボランティアなど現場体験の情報提供や教員採用試験の各種対策を専門的にサポートしている。

こうした取り組みの成果として、令和元年以降の就職率は、99% (令和元年)、95.9% (令和2年度)、98.9% (令和3年度)、100% (令和4年度) と非常に高い水準を維持している。

3. 学部・学科の名称及び学位の名称

日本文化学部は、人文科学を基盤に文化に関する専門的な知識を習得し、自然科学の知見も加えた多様な価値観を尊重する豊かな人間性を備えた社会人の育成を設置の目的としており、日本史・国文学・民俗学といった幅広い学問分野の学びを通じて日本文化を修めることにより達成しようとするもので、学部名称は「日本文化学部」、学科名称は「日本文化学科」とする。

- (1) 学部の名称 日本文化学部
- (2) 学科の名称 日本文化学科
- (3) 学位の名称 学士(日本文化学)

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

1) 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

日本文化学科では、ディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づきカリキュラムを編成する。

①総合科目は、建学の精神を学び学習の基盤を形成するために、「ブツダの教え」「法然上人の思想と生涯」「総合基礎演習Ⅰ」「総合基礎演習Ⅱ」の4科目を必修科目とする。

②基本科目は、幅広い教養を身につけ、多様な価値観を尊重する豊かな人間性を涵養するために、語学・スポーツ科学・人権・情報の科目を配置して必修科目とするほか、自然科学・社会学・人文学・キャリア形成等の科目を配置する。

③学部基幹科目は、日本文化の基礎的知識を修めるために、「日本文化総論Ⅰ」「日本文化総論Ⅱ」「国文学概論」「日本史概説」の4科目を必修科目とする。

④学部必修科目は、日本文化の専門的知識やコミュニケーション能力、問題解決能力を

修めるために、「地域文化論」「京都文化論」「キャリア教育」「文献講読」「日本文化学演習Ⅰ」「日本文化学演習Ⅱ」「卒業演習」を必修科目とする。

⑤選択科目は、日本文化の専門的知識を基に、新たな文化の創造に寄与する分析力や総合的な思考・判断力を培うために、歴史文化、表現文化、京都文化、地域・和食文化、現代文化等の各科目に加え、関係の演習授業やフィールドワーク等実践型の科目を配置する。

学修成果は、シラバスで学生に明示する各科目の学位授与の方針との関連、評価方法、評価基準に基づき、筆記及び実技試験に加え、レポート、発表を含めた多角的かつ客観的な評価を行う。

2) 教育課程編成の方法

本学の教育課程は、総合科目、基本科目、発展科目、免許資格科目の4つで構成される。

- (1) 総合科目は、学びの質的転換を促し、4年間の学習の基盤を身につける科目である「総合基礎演習」と建学の精神を学ぶ「ブッダの教え」「法然上人の思想と生涯」の科目であり、必修科目としている。「総合基礎演習」は、いわゆる基礎ゼミにあたり、基礎的な学びの方法を身につけるため全学共通テキスト「大学生活スタートブック」を使用する。これは、教育開発センター（FD委員会）が構成を立案し、各項目にふさわしい教員が執筆して作成しており、内容は定期的にアップデートしている。全学共通部分と学科ごとの専門部分からなり、どのゼミであっても全学共通部分の学びが保証され、学科別に必要とされる学びも学科共通シラバスによって担保される。
- (2) 基本科目は、必修科目と選択科目に分け、必修科目は「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」、「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」という基礎的教養科目や、「健康スポーツ科学Ⅰ」「健康スポーツ科学Ⅱ」という生涯にわたる健康増進にかかわる科目、「人権と社会」という人間が身につけるべき規範意識を学ぶ科目、「情報処理」という現代社会のキャリア形成に欠かせない科目で構成されている。選択科目は、「日本語表現法」や「中国語Ⅰ」などの語学系科目、「国際理解」や「ジェンダー論」といった多様性を学ぶ科目、「消費者教育」や「くらしと法律（日本国憲法）」など身近な法学・経済学を学ぶ科目などから構成されている。
- (3) 発展科目は、学部基幹科目、学部必修科目、選択科目に分かれる。学部基幹科目は「日本文化総論Ⅰ」「日本文化総論Ⅱ」「国文学概論」「日本史概説」の4科目すべてが必修である。日本文化とはなにかを総論的に学ぶ「日本文化総論Ⅰ」「日本文化総論Ⅱ」と、次項で説明する選択科目群のうち、「歴史科目群」および「表現文化科目群」の導入として位置づけられる。かつては神話や叙事詩など、文学の一部とされていた歴史学は、自然科学の発達によって、直接的に認識することができない過去の人間の社会生活の状態や変遷について証拠

資料を媒介に研究する科学的な手法が導入された。また、言語学は、言語の成立過程や構造、変化、分布、比較など多様な角度から言語を捉える学問で、「文字」「文法」「語彙」「意味」などの領域を備え、社会言語学や比較言語学など関連する学問も多い。学部基幹科目として、近接する学問である歴史・言語について学ぶもので、すべて講義科目である。

学部必修科目は、選択科目の「京都文化科目群」および「地域・和食科目群」の導入となる科目として、「京都文化論」「地域文化論」を置いている。職業人養成のため、「キャリア教育」も必修科目としている。また、日本文化学科では、少人数のゼミ教育を重視しており、2年生ゼミにあたる「日本文化演習Ⅰ」（前期）「日本文化演習Ⅱ」（後期）、少人数クラスで編成する3回生の「文献講読」、学びの集大成である3～4回生ゼミの「卒業演習」を必修科目としている。これらもすべて講義科目である。

選択科目は、5つの群に分かれている。

「歴史文化科目群」は、文化を人間生活の営みの蓄積すなわち歴史からとらえようとする科目群で、「仏教文化史」「服飾文化史」「京都の歴史」「芸能文化史」「アジアの歴史と文化」「寺社の歴史」といった分野ごとの歴史科目に加え、「仏教文化演習」「芸能文化演習」「芸能文化フィールドワーク」「観光文化フィールドワーク」といった演習・実習科目からなる。

「表現文化科目群」は、人間生活の営みを記録する試みの礎となる言葉の歴史・方法を学び、文化表現の多様さを学ぶ科目群で、「日本語史」「日本文学史」「日本文学概論Ⅰ」「日本文化概論Ⅱ」といった伝統的な言語に関する科目や「日本文化と英語」に加え、千年を超える歴史をもつ書道について学ぶ「書道Ⅰ」「書道Ⅱ」がある。「書道Ⅰ」「書道Ⅱ」が演習科目で、そのほかは講義科目である。

「京都文化科目群」は、伝統文化と現代文化、双方の発信地である京都に焦点を当てた科目群で、「京都と文学」「京都の美術史」「京都の祭礼・年中行事」「京都観光論」「京都の文化財」「茶道・華道・香道」「京都の伝統工芸」などの講義科目と、「京都文化演習」という演習科目に、「京都文化フィールドワーク」という実習科目からなる。

「地域・和食文化科目群」は、地域をおもに民俗学の視点から分析し、地域と不可分の関係にある食のあり方と合わせて学ぶ科目群で、「風土と文化」「比較文化論」「和食の基礎知識」「和食学」「民俗文化」「和食と環境」などの講義科目と、「地域文化演習」「民俗文化演習」「和食文化演習」の3つの演習科目からなる。

「現代文化科目群」は、文化の現代的発信や現代の文化を取り巻く諸課題について焦点を当てた科目群で、地球環境問題と生活様式を考える「循環型社会論」や多文化社会の日本における相互の承認と受容の可能性を探求する「多文化共生論」や、現代特有の表現である「マンガ・アニメ・ゲーム文化」や「サブカルチャー」

- といった今や日本文化の代名詞ともいえる文化のありようを学ぶ科目からなる。
- (4) 「免許資格科目」は、高等学校教諭一種免許状（国語）、中学校一種免許状（国語）、司書資格、学芸員資格からなる。

高等学校一種免許状（国語）、中学校一種免許状（国語）に必要な科目の一部は、発展科目としても開講されているが、その他の資格も含めて資格取得に必要な科目で卒業単位を多く充当しないように、発展科目への編成はごく一部に留めている。

「教育の方法と技術（ICT 活用含む）」「教育実習事前事後指導」が演習科目、「教育実習」が実習科目で、それ以外はすべて講義科目である。

司書資格課程は、他学部との共通化以降となるため、2 回生に科目の3分の2が配置されている。「情報サービス演習」「情報資源組織演習」という2つの演習科目以外は、すべて講義科目である。

学芸員資格科目は、本学科のみの開講であり、1年から4年までほぼ均等に開講している。「博物館実習」をのぞいて、すべて講義科目である。

なお、学修成果については以下の方法等で評価する。

(学修成果の評価方法)

学修成果の評価は、シラバスで学生に明示する各科目の学位授与の方針との関連、評価方法、評価基準に基づき、厳密かつ客観的に行う。

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1) 授業の方法、学生数

(1) 授業の方法

本学部の授業は、知識の理解を目的とする教育内容については、講義形式による授業方法を取り、態度・志向性及び技術や技能の習得を目的とする教育内容については、演習形式及び実習形式による授業方法を採用している。

講義科目は、座学を中心とした教育を行う科目で、学部基幹科目や学部必修科目など専門分野の基礎あるいはレポート・論文執筆を目的とした専門ゼミの科目のほか、各科目群の理論の習得を目的とした科目で設定されている。演習科目は、グループワークやプレゼンテーションなどアクティブラーニングの手法を積極的に用いる科目で、教員と受講者が双方向にコミュニケーションを行う。語学、情報などの基本科目、選択科目、資格科目など、講義のみでは習得できない知識あるいは技術を体験的に身につける科目で設定されている。実習科目は、それまでの学びで得られた知識・技術のさらなる定着を目的に、学外においてその知識・技術を発揮して、自らの課題を発見し、次の目標を設定するというPDCA サイクルに基づくもので、フィールドワーク、インターンシップ、資格実習などに設定されている。

(2) 学生数

本学部の入学定員は、教育効果の適切性を確保するために40名とする。必修科目のうち

講義形式の科目は 40 人程度、ゼミなどの科目では 10 人前後による少人数での設定となる。選択科目は、日本文化学部のみは 10～30 人程度の学生数での授業を実施し、資格科目や語学など複数学部にまたがる科目については、10～80 人程度の学生数での授業を実施する。各教室には、マイク、スピーカー、複数のディスプレイの設置等によって、教室の規模、人数の多寡にかかわらず授業の質と効果を担保する。80 人規模の講義形式の科目においても、アクティブラーニングである対話的学びや課題解決型の学びを取り入れる場合には、少人数の授業を実施する。実習科目では、複数教員の配置も含め、学生を複数のグループに分けた 10 人～20 人程度の少人数授業を実施する。

2) 履修指導方法

密度の濃い学習の確保と授業時間外での学生の十分な学習量を基礎として単位を認定するため、本学は全学的に 1 年間に履修登録できる単位数を、原則として年間 48 単位を上限とする「キャップ制 (CAP 制)」を導入している。なお、成績状況に応じて最大 52 単位まで履修登録ができる。(※履修規程第 8 条)

※履修規程第 8 条 (履修登録単位数の上限)

学則第 26 条及び第 36 条の規程により 1 年間に履修できる単位数は、48 単位を上限とする。

2 授業科目登録に際して次の各号に該当する場合は、履修登録単位数の上限を超えて授業科目を登録することができる。

(1) 学期 GPA が 3.0 以上または積算 GPA が 2.9 以上の場合は 4 単位を加算できる。

(2) 学期 GPA が 2.8 以上または積算 GPA が 2.7 以上の場合は 2 単位を加算できる。

また、単位選択、履修登録といった大学の学びに不慣れな 1 年生には、入学直後に、2～4 年生が学生生活をアドバイスし、不安の解消に努める企画を設けているが、ゼミ担当教員、学年担任がチューターとして指導する。そのほかに、各開講期の初日はガイダンスを設け、履修指導、ゼミ選択、資格取得や実習に関する注意事項、卒業に関する条件などの説明を行って、確実な履修指導を行っている。

養成する人材像に合わせた履修モデルとして、以下、3つをあげる(資料 3)。

履修モデル A 歴史・言語・教育分野

歴史と表現文化に興味を持ち、生活様式や価値観が多様化する中で、教育分野で語学や幅広い教養を次世代に継承したいと考える人材

履修モデル B 表現・京都・企業分野

文学や語学などの表現分野と観光、美術、現代文化など京都に関する分野に興味を持ち、演習で培ったコミュニケーション力を基礎に、企業や行政の一員として文化的資源の魅力を発信したいと考える人材

履修モデルC 地域・伝統・企業分野

食と地域のつながりに興味を持ち、京都で育まれた和食文化と歴史的な伝統文化の知識を基に、地元企業、旅行業、地場産業の振興などの分野で活躍したいと考える人材

3) 卒業要件

日本文化学科において卒業要件を満たすためには、4年以上在学し、124 単位以上を修得しなければならない。そのうち総合科目が4科目 6 単位すべてが必修、基本科目は 8 科目10 単位が必修、14 科目 26 単位から 8 単位以上が選択必修、発展科目は学部基幹科目の 4 科目8 単位がすべて必修、学部必修科目は 7 科目 18 単位がすべて必修、選択科目 53 科目 106 単位から74 単位以上を履修しなければならない。

6. 実習の具体的計画

設置予定の日本文化学部日本文化学科には、学外実習を伴う課程として、教職課程（教育実習）と学芸員養成課程（博物館実習）を置く。本学部では、多文化・多様性を理解し価値観を尊重する豊かな人間性と、提案力・実行力などのソフトスキルを備えた職業人として、社会に貢献できる資質・能力を備えた人材を養成することが求められるが、教職課程を通じて、中高等学校の教員を育成することで、若い世代に日本の言語や文化を正しく教える役割が果たされる。

また、学芸員養成課程は、博物館や美術館などで文化財の管理や展示、教育活動を行う専門家を育成するためのものであり、日本の文化や歴史を理解し、人々にその価値を伝えることが期待される。

1) 教育実習

ア 実習の目的

教職課程における教育実習は、公教育の場で、教員の指導のもとで実践的経験をもち、教育の現実を直視して教員としての基礎を培うことを目的とする。教職課程を通して学んできた教育理論や知識と教育実践をつなげる場であり、生徒の生活と学びに直接関わりながら理解を深め、それに基づいて自らの指導観を構築し、専門的知識と指導技術を体得するとともに、学年・学校全体の教育活動の流れを理解し、教員の全体像を把握するなど実践的能力を育成する。

実習をとおして、教育者に相応しい論理的思考力、実践的・専門的知識、コミュニケーション・スキル、及び課題発見と問題解決に主体的に取り組む能力を身につける重要性をあらためて認識することが可能となる。

さらに、多文化・多様性を理解し価値観を尊重する豊かな人間性と、提案力・実行力などのソフトスキルを備えた職業人として、社会に貢献できる資質・能力を身につけることができる。

イ 実習先の確保の状況

取得可能な教員免許状の種別は、「中学校一種免許状（国語）」および「高等学校一種免許状（国語）」である。

なお、取得希望免許状、実習科目や実習校の関係については下表のとおりである。

取得希望免許状	実習科目名	実習校種	実習期間
中学校一種免許状（国語）	教育実習Ⅰ（中高） 及び 教育実習Ⅱ（中高）	中学校 高等学校	3週間
中学校一種免許状（国語） 及び			
高等学校一種免許状（国語）			
高等学校一種免許状（国語）	教育実習Ⅰ（中高）	中学校 高等学校	2週間

また、実習先は、以下のとおり学生数を十分に上回る受入れ承諾人数を確保している。京都市教育委員会より本学部学科の趣旨への理解と賛同のうえ、京都市立中学校並びに高等学校での実習の承諾を得ている。さらに本学の併設校であり、本学の隣接地に所在する華頂女子高等学校からも同様に実習の承諾を得ている。

承諾を得ている実習先の情報は以下のとおりである。

学校種	学校数	受入可能人数
京都市立中学校 各校	72校（小中学校8校を含む）	72名
京都市立高等学校 各校	11校	11名
華頂女子高等学校	1校	2名

【資料4】実習校一覧 【資料5】教育実習受入承諾書写し(別添資料略)

ウ 実習先との契約内容

実習開始の約1年前に実習受け入れ先からの内諾を得たあと、具体的な実習生について依頼を行うことが原則である。京都市立中学校の場合は、京都市教育委員会への実習依頼を経たうえで、実習校への正式な事務手続きを行う。学生からは誓約書を提出させ、実習先教職員からの指示事項遵守、教育方針や諸規則の遵守、秘密保持の厳守、適切な健康管理等を制約させるようにする。

なお、実習校との契約内容は、実習期間、実習内容、実習記録（日誌・出勤簿）について、成績報告票（評価）の取扱い、個人情報保護について、実習生の保険加入についての項目を対象とする。

エ 実習水準の確保の方策

教育実習を行うにあたり「履修規程」を策定し、教育実習開始前までに、実習に

係る主要な科目の単位を既に修得済みであるか、あるいは現在修得中であるといった要件を満たす必要があると定める。

また、資格担当指導の専任教員で構成する教職課程協議会において、実習希望者の配属先の検討、単位修得状況を踏まえ円滑な実習が実施できるか等を検討のうえ、実習配属の可否を総合的に判断する。

さらに、教員免許取得に向けての手引書である「教職課程4年間の学び」を学生に配布し、かつ実習に関する要項等を実習先、教員に配布することで、実習教育等の情報共有や実習における指針の確認を行う。加えて、「教職履修カルテ」も学生に配布、作成させることで、単位修得状況のほか、教職履修上の課題や課題達成状況の把握ができ、計画的な教職履修と教員による系統的な指導につなげる役割を果たす。

オ 実習先との連携体制

実習校との連携については、本学学生部「修学支援課」を窓口として、実習前から実習後に至るまでの連絡体制を整え、適切な実習が行えるようにする。

実習先に事前に送付する「実習の実施について（お願い）」の書面により、具体的な要領について情報共有を行う。実習前後や実習中に、実習先からの質問や意見等については直ちに専任教員に伝えられ、必要に応じて協議・対応を行うようにする。

カ 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

実習時における不慮の災害事故、自身や関係者への傷害補償については、入学時に全員が加入する保険で対応する。

感染予防対策については、年1回の健康診断の実施のほかに事前指導の段階で感染症対策指導を行う。実習の1週間前から検温や風邪症状等の確認を行うなど「健康観察票」を作成するよう指導するとともに、不要不急の外出を控えるなど教職を目指すものとしての自覚を持って行動するよう指導を行う。

さらに、実習中に知り得た業務上の機密事項、個人情報に関する守秘義務や SNS に係る注意点についても指導を徹底する。

キ 事前・事後における指導計画

教育実習の事前・事後指導は、「教育実習事前・事後指導（中高）」の授業科目を第3学年の春学期から秋学期にかけて2期通年科目として設定している。

事前指導については、第3学年秋学期の実習実施前にかけて行う。実習のねらいと目的など、その意義の理解と心構えを明確化することを目標に定めている。実習に備え、実践的な能力を習得するとともに、実習校の学校組織や教育目標などの理解を深め、自己の課題を明らかにしていく。

事後指導については、第3学年秋学期の実習実施後に実習を振り返り反省し、実習

結果を踏まえ、教材研究並びに指導案の再検討など今後の課題を明らかにしていく。

ク 教員の配置並びに巡回指導計画

原則として、「教育実習事前・事後指導（中高）」を担当する専任教員による実習先への訪問を実施する。実習訪問回数は1回とし、日程は実習校との相談によって決定する。訪問終了後には訪問報告書を作成し、それに基づき検討を行い実習の改善に努める。

既設学部学科における中学校・高等学校への実習実績を踏まえ、本学部学科の実習学生は5名（5校）以内と考えられるため、訪問に無理はないと考える。

実習校が遠隔地となった場合は、近畿圏に隣接する地域であれば原則訪問する。しかし、近畿地方を遠く離れる実習校の場合は、複数回にわたり電話対応とする。

ケ 実習施設における指導者の配置計画

実習先における実習指導者については、実習先での多岐にわたる業務に関する十分な知識と技術などを持ち、豊富な経験を有した教員に担当願うよう要請する。

コ 成績評価体制及び単位認定方法

成績は、実習校からの評価である「成績報告票」、実習日誌及び指導案、巡回指導報告書、学修の理解度により評価する。

実習校に依頼する「成績報告票」は、学習指導、生活指導、実習態度の3つの区分の中で、それぞれの達成内容の観点について、評価される形となっている。また、実習日誌や指導案については、その記載内容の水準をもとに総合的に評価する。さらに巡回指導報告書の内容や事前・事後指導での学習指導案をはじめとする課題の提出状況と内容、出席状況が評価され、単位認定を行う。

2) 博物館（館園）実習

ア 実習の目的

学芸員養成課程における博物館実習、中でも館園実習は、学内で学んだ内容を博物館の現場で実際に経験することで、博物館の理念や設置目的、業務の流れ等に対する理解を深めることを目的とする。

実習をとおして、博物館資料の取り扱いや教育普及活動、来館者対応等実務の一端を担うことにより、学芸員としての責任感や社会意識を身に付け、博物館で働く心構えを涵養することが可能となる。

さらに、多文化・多様性を理解し価値観を尊重する豊かな人間性と、提案力・実行力などのソフトスキルを備えた職業人として、社会に貢献できる資質・能力を身につけることができる。

イ 実習先の確保の状況

学芸員養成課程における定員を20名と定める。これは、これまでに併設の華頂短期大学において学芸員補養成課程を設置していた際の取得希望率を参考にしており、養成課程に係る授業科目を学修するにあたり、適正な人数を考慮のうえ設定した定員である。

館園実習先は、上記定員を上回る受入れ承諾人数を確保している。本学部学科の趣旨への理解と賛同のうえ、本学所在地の近隣を中心とした各実習館園から実習の承諾を得ている。

承諾を得ている実習先の情報は以下のとおりである。

博物館（園）名	所在地	受入可能人数
佛教大学宗教文化ミュージアム	京都市右京区	2名
京都市考古資料館	京都市上京区	2名
京都万華鏡ミュージアム	京都市中京区	3名
霊山歴史館	京都市東山区	2名
京都市学校歴史博物館	京都市下京区	3名
京都市青少年科学センター	京都市伏見区	2名
平等院ミュージアム鳳翔館	京都府宇治市	4名
大津市歴史博物館	滋賀県大津市	3名

【資料6】館園実習受入承諾書写し（別添資料略）

ウ 実習先との契約内容

実習開始の約半年から1年前に実習受け入れ先からの内諾を得たあと、具体的な実習生について依頼を行うことが原則である。正式な事務手続きを行う過程において、学生からは誓約書を提出させ、実習先指導員からの指示事項遵守、教育方針や諸規則の遵守、秘密保持の厳守、適切な健康管理等を制約させるようにする。

なお、実習館園との契約内容は、実習期間、実習内容、実習記録（日誌・出勤簿）について、成績報告票（評価）の取扱い、個人情報保護について、実習生の保険加入についての項目を対象とする。

エ 実習水準の確保の方策

館園実習を行うにあたり「履修規程」を策定し、館園実習開始前までに、実習に係る主要な科目の単位を既に修得済みであるか、あるいは現在修得中であるといった要件を満たす必要があると定める。

また、資格担当指導の専任教員で構成する学芸員養成課程協議会において、実習希望者の配属先の検討、単位修得状況を踏まえ円滑な実習が実施できるか等を検討のうえ、実習配属の可否を総合的に判断する。

オ 実習先との連携体制

実習館園との連携については、本学学生部「修学支援課」を窓口として、実習前から実習後に至るまでの連絡体制を整え、適切な実習が行えるようにする。

実習先へは、事前に具体的な要領について情報共有を行う。実習前後や実習中に、実習先からの質問や意見等については直ちに専任教員に伝えられ、必要に応じて協議・対応を行うようにする。

カ 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

実習時における不慮の災害事故、自身や関係者への傷害補償については、入学時に全員が加入する保険で対応する。

感染予防対策については、年1回の健康診断の実施のほかに事前指導の段階で感染症対策指導を行う。実習の1週間前から検温や風邪症状等の確認を行うなど「健康観察票」を作成するよう指導するとともに、不要不急の外出を控えるなど学芸員を目指すものとしての自覚を持って行動するよう指導を行う。

さらに、実習中に知り得た業務上の機密事項、守秘義務や SNS に係る注意点についても指導を徹底する。

キ 事前・事後における指導計画

館園実習の事前・事後指導は、「博物館実習」の授業科目内で行う。

事前指導については、第4学年の春学期における実習実施前に行う。実習のねらいと目的など、その意義の理解と心構えを明確化することを目標に定めている。実習に備え、実践的な能力を習得するとともに、学芸員の業務と博物館運営への理解を深め、自己の課題を明らかにしていく。

事後指導については、実習を振り返り反省し、実習結果を踏まえ、今後の課題を明らかにしていく。

ク 教員の配置並びに巡回指導計画

原則として、「博物館実習」を担当する専任教員による実習先への訪問を実施する。実習訪問回数は1回とし、日程は実習館園との相談によって決定する。訪問終了後には訪問報告書を作成し、それに基づき検討を行い実習の改善に努める。

実習館園は、すべて近隣であるため、訪問に無理はないと考える。

万一、近畿地方を遠く離れる実習館園の場合は、複数回にわたり電話対応とする。

ケ 成績評価体制及び単位認定方法

成績は、実習館園からの評価と実習日誌及び事後レポートの結果等を検討、判断したうえで単位認定を行っている。

7. 企業実習（インターンシップを含む）や海外学外研修等の学外実習を実施する場合の 具体的計画

ア 実習先の確保の状況

教育課程において、〈基本科目〉に「インターンシップ」（選択 2単位）科目を
配当し、正課授業において実際にインターンシップを行う。

主に一般企業を中心としたインターンシップを通して社会人に向けての心構え、職
業意識の形成を培う。外部講師による講義や企業見学等も行い、就労の意義の涵養や
企業研究の方法など幅広い職業教育を行う。さらに、個人情報の取り扱いや企業の情
報の守秘義務など総合的な知識の習得を目指す。

インターンシップは、夏季休暇中に原則として連続5日間で行うが、受入先と参加
学生の状況により、日程を分けて実施する場合や日程を縮小し実施される場合等も想
定する。

実習先は、公的機関である「京都ジョブパーク学生就職センター」や「京都市わか
もの就職支援センター」等から紹介を得た京都府内の企業を中心に近隣の府県の優良
企業に絞り込んでいる。

インターンシップ実習先として確保している企業は、以下に示すとおりである。

企業名	所在地	受入可能人数
ゆば長	京都市上京区	2名
株式会社 西浅	京都市上京区	5名
シミズ薬品株式会社	京都市下京区	5名
株式会社アイビ建築	京都市伏見区	5名
株式会社 ONO plus	京都市伏見区	4名
てくのハウス株式会社	京都府宇治市	2名
株式会社 マツモト	京都府亀岡市	3名
株式会社クサツエストピアホテル	滋賀県草津市	5名
株式会社カトープレジャーグループ	大阪市天王寺区	5名
大阪石材工業株式会社	大阪府東大阪市	5名
株式会社ホンダ北大阪	大阪府枚方市	4名

イ 実習先との連携体制

実習企業との連携については、本学キャリアセンター「キャリア支援課」を窓口と
して、実習前から実習後に至るまでの連絡体制を整え、適切な実習が行えるようにす
る。

実習先へは、事前に具体的な要領について情報共有を行う。実習前後や実習中に、

実習先からの質問や意見等については直ちに専任教員に伝えられ、必要に応じて協議・対応を行うようにする。

実習企業への巡回指導訪問は、「インターンシップ」を担当する教員が行う。原則として訪問回数は1回とするが、実習日数によっては、実習企業との相談によって訪問の有無を決定する。訪問終了後には訪問報告書を作成し、それに基づき検討を行い実習の改善に努める。

実習企業は、すべて近隣であること、既設学部における同科目の履修学生はわずかであることから、訪問を実施するあたり無理はないと考える。

ウ 成績評価体制及び単位認定方法

成績は、実習企業からの評価と実習日誌及び事後レポートの結果等を検討、判断したうえで単位認定を行っている。

8. 取得可能な資格

日本文化学科においては、いずれの資格取得も卒業の必須条件ではなく、取得するには卒業単位以外に実習等の追加科目の履修が必要となる。なお、日本文化学科で取得できる資格は以下のとおりである。

- (1) 高等学校教諭一種免許（国語）
- (2) 中学校教諭一種免許（国語）
- (3) 図書館司書
- (4) 学芸員

9. 入学者選抜の概要

1) 入学者受入れの方針

新設組織の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は次のとおりである。

日本文化学科は、学位授与の方針に定める人材を養成するため、高等学校等における学習や経験を通じて、次のような基礎的な知識、思考・判断力、表現力等により主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付け、自らの課題を発見し、探求しようとする意欲のある者を受入れるものとし、多様な選抜方法を適切に実施する。

ア. 知識・理解

・ 高等学校等の教育課程を幅広く修得し、学科の専門分野の修学に必要な国語の基礎的知識を理解している。（国語と、社会もしくは外国語の基礎的な知識を理解している）

イ. 思考・判断

・ 自ら学ぼうとする学修意欲を持ち、探求心によって身に付けた知識・技能を基に、論理的に考え、協調性を持って他者へ客観的に説明しようとすることができる。

ウ. 関心・意欲・態度

・ 日本文化を探究する関心を持ち、京都文化及び和食文化を理解する意欲にあふれ、そ

の課題解決に向けて主体的に探究し、最後まで取り組むことができる態度を有している。

エ. 技能・表現

・ 他社と積極的に関わることができ、他者に対して自分の考えを口頭・文書等によって表現することができる。

2) 入学者選抜方法の概要

日本文学部・日本文化学科における入学者の選抜方法は、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜及び大学入学共通テスト利用選抜により実施する。

いずれの選抜方法も、基礎的な知識、思考・判断力、表現力等を評価することを基本とし、選抜方法の多様化とともに受験機会の複数化と多面的・総合的に評価を行うものとする。本学、本学部・本学科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）で示した、日本文化を探究する関心を持ち、その課題解決に向けて自らの課題を発見し、探求しようとする意欲のある者を受入れるため、大学教育を受けるにふさわしい能力、適性等を備えた者を公正かつ妥当な選抜方法を用意する。

入学者選抜区分ごとの募集人員は次表のとおり。

入学定員	募集人員				
	学校推薦型選抜		一般選抜		
40名	指定校(内部 含)	公募制	総合型選抜	一般選抜	共テ利用選 抜
	10名	6名	8名	14名	2名

入学者選抜区分は次のとおり。

①学校推薦型選抜【指定校制】及び【内部進学制】

本学の指定する高等学校等の学校長から推薦され、全体の学習成績の状況又は特定教科の学習成績の状況が一定の水準以上に該当する入学志願者の能力・意欲・適性等を、書類審査（調査書及び入学希望理由書）及び学科専門性に関するスクーリングとレポートにより総合的に選抜する。

②学校推薦型選抜【公募制】

出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、各教科・科目に係るテストの成績を適切に組合わせて選抜する。

③総合型選抜【AOタイプ】及び【特色タイプ】

【AOタイプ】は、入学志願者本人が記載するエントリーシート・活動報告書による書類審査に加え、面談試験を組合わせることによって入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に選抜する。

【特色タイプ】は、スポーツ・文化活動やボランティア活動等の諸活動、海外留学等の多様な学習や履歴の経験を有する等多様な背景を持った入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう書類審査（自己推薦書）と面接試験等の成績を組合わせて選抜する。

④一般選抜

国語、英語を必須科目とし、地理歴史、公民のうち1教科選択による3教科型テストの成績に加え、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をより積極的に評価するため調査書等を活用して、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に選抜する。

⑤大学入学共通テスト利用選抜

大学入学共通テストの教科・科目において、3教科3科目（ただし、「国語（近代以降の文章のみ）」もしくは「英語（リスニング含む）」の高得点1科目は必須科目とし、必須科目以外の高得点の2科目を選択）の成績を積極的に利用して、高等学校の学習成績の状況等調査書の出願書類だけではなく、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に選抜する。

なお、各入学者選抜区分と入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の関係性は次表のとおり。

選抜区分 ①	選抜区分 ②	選抜方法	知識・理 解	思考・判 断	関心・意 欲・態度	技能・表 現
学校推薦 型選抜	指定校制 (内部進 学含)	推薦書・調査 書	◎	△	△	○
		スクーリング・ レポート	○	○	○	◎
	公募制	推薦書・調査 書	◎	△	△	△
		テスト	◎	○	△	△
総合型選 抜	AOタイ プ	面談		○	◎	◎
		ES・活動報告 書等	○	○	○	◎
	特色タイ プ	自己推薦文・調 査書等	◎	△	○	◎
		面接		○	○	◎
一般選抜		調査書等	◎	△	△	△
		テスト	◎	○	△	△
共テ利用選抜		調査書等	◎	△	△	△

	共通テスト	◎	○	△	△
--	-------	---	---	---	---

3) 入学者選抜の体制

本学の入学者選抜の体制は、中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、学長のリーダーシップの下、入学者選抜の実施に関する学内規程に基づく入学試験・広報委員会において、教職協働による運営体制によって密接に連携しながら、入学者選抜業務全般に係る体制を構築するとともに、入学者選抜に関する審議を行っている。

なお、入学者の選抜にあたっては、教授会や入学試験・広報委員会等の合議制の会議体で合否判定を行い、中立・公正な意思決定のためのプロセスを整えている。

10. 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色

1) 教育研究実施組織の特色

教員組織の編成の特色について専任教員組織は、10名（教授5名、准教授3名、講師2名）で編成する。収容定員に対する教員の必要数を超える教員を配置するだけでなく、4名の教授に加えて2名の准教授、2名の講師の計8人、全体の5分の4が博士の学位を有している。前述のカリキュラム・ポリシーの特色に基づき、和食・歴史学の専門教員、平安期の漢詩文と貴族、仏教を研究する専門教員、歴史学・社会学の視点から「空気」「世間」について研究する専門教員、英語教育の専門教員、服飾史を研究する専門教員、調理・食文化に関する科学的な研究を行う専門教員、浄土宗史・寺院史・南都仏教を研究する専門教員、近世江戸の文化について広範な研究成果を持つ専門教員、古代の物語文学を研究する専門教員と、多様な文化の学びを可能とする教員を配置している。

2) 教育上主要と認める授業科目への教員配置

教育上主要と認める授業科目は、養成する人材像、ディプロマ・ポリシーとの関係から、総合科目4科目、学部基幹科目4科目、学部必修科目6科目、選択科目のうち5科目群から9科目の合計23科目を設定している。その全ての科目に基幹教員を配置している（資料7）。

3) 研究分野と研究体制

日本文化学部が研究対象とする分野は、人文学分野における文学、言語学、史学、文化人類学が中心となる。その中でも、特に日本文学、日本語学、日本史、文化人類学・民俗学にその特徴がある。

それぞれの専門性を生かした研究を発展・継続しつつ、教育に反映する研究となるよう学部の教育目的を共有しながら研究活動を推進する。

学内の研究体制として、教育研究活動助成金（個人研究費）の支給にあたっては、活動計画書を提出し、年度末には教育研究活動報告書および収支報告書を提出することによって、計画的で実効的な研究活動と適正な助成金の使用を担保している。さらに、教学部の

所掌により、学外の競争的資金の獲得に向けた研究計画の作成・申請書作成等に関する支援のほか、競争的資金に関するルールの厳格な実施のために定期的な内部監査を行い、結果を共有する。また、FD 研修会を定期的実施し、教員が研究水準を維持・向上させるプログラムを実施している。

4) 教員の年齢構成について

完成年度における年齢構成は、60代5名、50代2名、40代3名と年代ごとにバランスの取れた編成であり、経験豊富な教員を中堅が支える構造となっている。完成年度以降は、人事において、さらなる年齢や職位のバランスに配慮した教員組織編制となるよう人事の計画的採用を目指している。

本学は、定年規程第2条で、専任職員の定年を65歳と定めている。しかし、同第4条にて、「定年に達しても本学が必要と認めた場合には、再雇用として1年毎に契約を更改して引続き在職させることがある」と定めており、定年後に継続して雇用することを可能にしている。その場合は、京都華頂大学・華頂短期大学契約教員規程第2条の契約教員に該当し、「採用は選考による」（同第6条）と定めているため、契約の締結・更新に当たっては、人事教授会の議を経ることとしている。定年後に継続して雇用する教員に該当する者は1名であるが、定年規程で再雇用の期限を5年までとしているため、教員による紹介もしくは公募あるいはその両方によって完成年度前より後任教員の採用活動を開始することにしている。【添付資料8 [定年規程]・資料9 [契約教員規程] 参照】

専任教員の採用・昇任は、学内の意思決定会議である評議会適切に枠を設定し、採用及び昇任の手続きに関する学内規則に則り、専任教員候補者選考会議でその適切性を審議し、続く資格審査委員会で厳格に経歴、資格及び業績を審査の上、人事教授会の議を経て学長が決定することになっている。非常勤講師についても、資格審査委員会から人事教授会を経て決定しており、このような手続きを経ることで、科目担当者としての資質を担保している。

5) 教育研究活動及び厚生補導の組織的運営について

教育研究活動が組織的かつ効果的に行われるよう、本学では、「科学研究費補助金事務取扱規程」、「受託研究の取扱に関するガイドライン」、「公的研究費の適正使用に関する行動規範」、「公的研究費取扱規程」、「研究里倫理指針」、「不正な取引に関与した取引業者への処分方針」などを定めている。補助金の交付申請等は教学部教学課が所掌事務を行い、設備備品等の扱いは総務部総務課が担当するなど、教育研究活動については主に2部署が組織的運営の中核を担っている。

倫理的観点からの研究計画に関わる事項等について審査する研究倫理審査委員会は、学長、学部長、学科長等の役職者に加え、有識者によって構成され、教学部教学課から専任した幹事によって運営される。また、教育開発センターは、(1)教育方法の開発、改善等に関する事業、(2)実習教育に関する研究、資料収集・調査及び研究成果の公開等に

関する事業、（３）学術研究データベース等の構築、管理・運用に関する事業、（４）その他センターの目的を達成するための事業を行う機関であり、センター長および専任・嘱託研究員によって教員を中心に構成されている。教育開発センターには、各事業の計画立案、実施・運営及び基本方針を審議する教育開発センター運営委員会も設置されており、教学部長、教学部教学課長も構成員となるなど、教員と職員が共同して組織的に運営している。

厚生補導については、学生の人間形成を図るための正課外活動に関して指導、援助等を行っている。具体的には、クラブ・サークル等の課外教育活動、知恩院及び同窓会等による奨学金制度等の奨学援護、カウンセリングや合理的配慮、修学における健康上の課題等をもつ学生に対する保健指導、キャリアセンターが実施する職業指導等がある。クラブ・サークルの部長は教職員が担当し、学生と協議の上、予算の使用・活動の指導等を行っている。奨学援護に関する制度の運用は、副学長、学科長、学生部長等が参加し、学生部の所掌の元で行っている。保健指導は、心と身体のセンターが運営の方針を定めているが、常駐する看護師、医師免許を持つ教員、保健師資格を持つ教員などに加えて、学生部の事務職員が一体的に運営に関わっている。キャリアセンターが行う職業指導では、教員でもあるセンター長のもと、各学科から選出されたキャリア委員とキャリアセンターの課員が定例及び必要に応じてキャリア委員会を開催し、学科会議で共有するなど、学生ひとりひとりの状態を把握したきめ細かい職業指導を実践している。このように、厚生補導に関する活動には、すべて教員と職員による適切な役割分担の下で組織的な連携体制が確保されている。教育研究活動は教学部の所掌であるが、厚生補導は、主に学生部学生課・修学支援課が事務を所掌している。

11. 研究の実施についての考え方、体制、取組

本学は、京都華頂大学・華頂短期大学研究倫理指針を定めており、その前文で大学における学術研究を「研究者の学問的良心の下、知的好奇心を源とし自由に行われるものであり、このような知的活動を担う研究者は、自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受することができる」としており、自由な研究を全面的に支援している。一方、前文では、研究者が「専門家として地域社会の負託に応える重大な責務を有するとともに研究者自身による倫理的な自律が要求される」として、「研究者も、そしてその研究者に学術研究の場を提供している大学も、社会の一員であり、社会に対し説明責任を果たす必要がある。とりわけ、大学における学術研究は、一度その管理を過れば、社会に対し深刻な被害を与える恐れがある素材及び事象も扱っていることを、研究者は自覚しなければならない」として、本学において学術研究に携わるすべての者は、法令遵守、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本学における学術研究が適正かつ円滑に遂行され持続的に社会への責任を果たすことを求めている。

本学は、教員の研究成果を発表する定期刊行物の発行に助成金を交付する「定期刊行物出版助成金取扱内規」、競争的資金を中心とした公募型の研究資金である「公的研究費取

扱規程」、「科学研究費補助金事務取扱規程」などを定め、学長を統括責任者として、大学全体で組織的に環境整備を行っている。

また、上記の研究活動をサポートする職員として、教学部教務課、総務部総務課、総務部経理課の課長・課員を配置している。「京都華頂大学・華頂短期大学 公的研究費事務取扱要領」では、（１）交付申請及び報告事務、公的管理費の執行に関する業務は教学部教学課が行い、（２）備品・消耗品・図書（以下「物品」という。）の発注・検収・寄付並びに特殊な役務の提供（データベースの作成等）及び補助者の雇用等に関する履行確認業務は総務部総務課が行い、（３）研究費の出納に関する業務は、総務部経理課が行う。また、教学部と総務部の合同で、毎年１回、FD 研修会等で公的研究費の不正利用防止について説明を行い、周知を図っている（資料 10）。

12. 施設、設備等の整備計画

1) 概要

ア 校地、運動場の整備計画

校地・運動場は次のとおり整備している。

○東山校地（校舎）

- ・所在地：京都市東山区林下町 3 丁目 456 番地
- ・面積：15,403.70 m²（借用面積 1,726.79 m²含む）

東山校地については、京都市内中心部に位置しながら非常に閑静で教育・研究活動に最適な環境となっている。また、校地の多くが併設する華頂短期大学との共用となるが、「葵の広場」をはじめとして、学生の休息等に利用できるスペースを複数設け、大学生と短期大学生を含む学生間の交流や学生と教職員の交流等に活用している。

○神山グラウンド（運動場）

- ・所在地：京都市北区上賀茂神山 455
- ・面積：7,084.00 m²（法面等 m²を含めた全体面積 177,430.00 m²）

神山グラウンドについては、本学における正課の体育関係の授業が原則として 7 号館（体育館）において実施されている状況を踏まえ、クラブ活動のほか、少年野球の練習など地域等への施設開放を行い、その有効活用に努めている。

※運動場までの行程

本学からグラウンドまでの行程については、下記のルートを利用しており、60 分以内に到着することができる。

〔通常のルート〕 ※平均所要時間：約 55 分（待ち時間含む）

本学→（徒歩 8 分）→三条駅→（京阪電鉄 3 分）→出町柳駅→（叡山電鉄 22 分）→市原駅→（徒歩 15 分）→神山グラウンド

イ 校舎等施設の整備計画

東山校地の校舎（18,331.60㎡）には、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要施設を設けている。新設の日本文化学部については、短期大学において令和7年度から募集停止（最終的には学科廃止を予定）する総合文化学科の使用施設も含め、既存校舎の活用を基本に必要な諸室を確保することとしており、教育研究に必要な施設・設備を確保している。施設・設備の確保が可能であることは、時間割の設定においても確実となっている。（資料11）

日本文化学部の専任教員の研究室については、4号館4階を改修し、研究室4室及び共同研究室1室（室内に3ブース有）を設置するとともに、5号館（本館）3階の研究室5室を日本文化学部用に充当し活用する。

ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学図書館は平成23年に京都華頂大学が開学する以前より、華頂短期大学の附属機関として、長年にわたり教育研究支援の役割を担い、資料や情報の収集・提供を行ってきた。図書館は、華頂短期大学と共用であるが、両大学所蔵資料の利用制限は皆無であり、教育研究及び学生の学修上の利用に十分応えられる体制を整備している。

蔵書数は大学・短期大学全体で約121,272冊となっており、そのうち、日本文化学部に関連する図書は3,317冊であるが、設置後も整備を継続し、学年進行終了時点で約4,117冊になる見込みである。

学術雑誌等については、大学・短期大学全体で、現在122種（国内雑誌119種、外国雑誌3種）を所蔵しており、その内電子ジャーナル等は24種（国内22種、外国2種）であるが、さらに洋雑誌を含め継続的に購読する計画である。

また、視聴覚資料については、現在3,705点を所蔵しているが、今後は日本文化に係る資料を中心に充実させる予定である。

図書館では、閲覧、貸出、蔵書検索のほか、レファレンスサービス、NACSIS-ILLによる文献複写等の相互貸借サービスの利用が可能である。延べ床面積は1,983.50㎡、閲覧室、開架書架スペース（集密書架含む）、ラーニングcommons、事務室等から構成されており、閲覧座席257席を有し、大学・短期大学の合計収容定員（完成年度である令和10年度の時点）960名（大学720名、短期大学240名）の26.7%に及ぶ十分な座席数を確保している。

平成25年より図書館内に整備されたラーニングcommonsは、利用例を提供するところから始め、その後の学生の多様な活用体験を経て、日常的な学修環境として定着している。そこにはパソコン（デスクトップ機24台、貸出用のノートパソコン12台）が配備されており、全てのパソコンにおいて、文献検索、視聴覚資料の閲覧、電子ジャーナルやデータベースへのアクセスが可能となっている。

他の大学図書館との協力については、公益財団法人大学コンソーシアム京都の図書館共通閲覧システム、私立大学図書館協会等の加盟校との協力を推し進めている。

なお、土曜日・日曜日・祝日、夏季・冬季の休業期間、一部臨時休館日等を除き、原則

として月曜日から金曜日の9時から19時まで開館しており、授業時間帯後の利用が可能であり、学生の学修意欲に応えられるよう利便性の向上を図っている。

学術雑誌等一覧（令和5年4月現在）

計28種（国内27種・外国1種）うち電子6種（国内5種・外国1種）

NO.	種別	雑誌名	No.	雑誌名
1		禅文化	15	月刊文化財
2		図書館雑誌	16	史学雑誌
3		民芸	17	日本歴史
4		ビトイーン(Between)	18	美術史
5		京都	19	MUSEUM 東京国立博物館研究誌
6	電子	日本語とジェンダー	20	歴史学研究
7		暮しの手帖+別冊	21	史迹と美術
8		歴史街道	22	奈良国立博物館だより
9		美術手帖+増刊	23	電子 日本近代文学
10		日本史研究	24	電子 観光研究
11		芸能史研究	25	電子 日本図書館情報学会誌
12		英語教育+増刊号	26	電子 キャリア教育研究
13		華道	27	電子 Southeast Asian Studies (外国)
14		茶道雑誌	28	知恩

<令和6～8年度の新規購入予定雑誌（計8誌）>

NO.	種別	雑誌名	購入予定時期
1		思想	令和6年度購入予定
2		現代思想	令和6年度購入予定
3		日本民俗学	令和7年度購入予定
4		比較文化研究	令和7年度購入予定
5		文化人類学	令和8年度購入予定
6		日本思想史学	令和8年度購入予定
7		社会学評論	令和9年度購入予定
8		博物館学雑誌	令和10年度購入予定

※完成年度における学術雑誌数

計 36 種（国内 35 種・外国 1 種）うち電子 6 種（国内 5 種・外国 1 種）

13. 管理運営

日本文化学部の教学面の管理運営に関しては、学則第 47 条に基づいて設置する教授会がある。教授会は、学長及び教授・准教授・講師等をもって構成し、原則として月 1 回開催する。学則における教授会の規程は、下記のとおりである。

(教授会)

第 47 条 本学に教授会を置く。

第 48 条 教授会は、学長及び教授・准教授・講師をもって組織する。

2 本会には、第 1 項に定める教員のほか、学長が指名する教員に出席を求めることができる。

第 49 条 学長は教授会を招集しその議長となる。ただし学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2 学長は教授会の構成員の 3 分の 1 以上から議題を示し、要求があった場合には、教授会を招集しなければならない。

第 50 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。

(教授会の審議事項)

第 51 条 教授会においては、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学生の学位授与に関する事項
- (3) 学生の学修評価に関する事項
- (4) 教育課程及び授業に関する事項
- (5) 学生の身分の取扱いの規程に関する事項
- (6) 教員の教育研究業績審査に関する事項
- (7) 前 6 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項

京都華頂大学には、教学協議会、教学委員会、学生委員会をおき、教学運営を確かなものとし、学生生活の向上を常に図っている。教学協議会は、学長の諮問機関であり、学長、副学長、学部長、学生部長、教学部長等で構成し、月ごとの招集によって、教授会の議題に関する事項などについて審議する。教学委員会は、学部長、学科長、学科教務主任、教学部長等で構成し、教育課程に関する事項について審議するとともに、教学事務の運営に関する協議を行う。学生委員会は、学生部長、学科教務主任、学科学生・進路主任、修学支援課長、学生課長等で構成し、学生の生活指導、学生の課外活動、履修などについて審

議する。

14. 自己点検・評価

1) 実施体制（自己点検・評価委員会の設置）

教育内容・運営状況などを常に自ら点検・評価するために、自己点検・評価委員会を設置する。本会は学長を議長とし、副学長、学部長、各附属施設の長、事務局長、事務局各部署の長、学長から指名された教員及び事務職員若干名等で構成し、自己点検・評価に関すること、相互評価に関すること、第三者評価の準備に関すること、その他必要事項について審議する。

2) 実施方法

自己点検・評価委員会は、自己点検・評価委員会規程に基づき、評価項目ごとに評価基準を定め、実施する。

3) 評価項目

評価項目は以下の通りとする。

(1) 大学の理念・目的

本学の掲げる理念・目的を具現化するために、教育研究活動に必要な組織・制度とその諸条件を整備し、その機能を十分に発揮するよう努めているか。

(2) 教育研究組織

本学の掲げた理念・目的を踏まえ、適切な学部・学科等の教育研究組織の設置、教職員数の確保、施設・設備の配備などに十分な措置を講じているか。

(3) 教育内容・方法

適切な教育課程を体系的に編成し、それをもとに適切な方法で教育を行なっているか。

(4) 学生の受け入れ

本学の理念・目的を達成するために教育目標を定め、この目標を効果的に実現できるよう、受け入れ方針および学生収容定員を定め、公平な受け入れがなされているか。

(5) 学生生活

学生が学修に専念できるよう、学生生活と学修環境に配慮がなされているか。

(6) 研究環境

教員が十分な研究活動を行なえるよう研究室と研究用施設・設備、および支援体制の整備や教員に対する適切な時間的配慮がなされているか。

(7) 社会貢献

広く社会に貢献するために、社会との連携と交流に配慮がなされているか。

(8) 教員組織

学部・学科等の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を設けるとともに、組織ごとに十分な教員を配置がなされているか。

(9) 事務組織

教育研究を円滑かつ効果的に行うために、適切な事務組織が整備されているか。

(10) 施設・設備

教育研究組織の規模に応じた広さの校地・校舎を配備するとともに、適切な施設・設備等を整備し、適切な管理・運用がなされているか。

(11) 図書・電子媒体等

図書・電子媒体等の資料を体系的・計画的に整備し、利用者の有効な活用に供しているか。

(12) 管理運営

大学の機能を円滑かつ十分に発揮し、理念・目的を実現するために、明文化された規定に従った管理運営を適切、公正に行っているか。

(13) 財務

教育研究を適切に遂行するために、明確な将来計画のもと、必要な経費を支弁する財源を確保し、これを公正かつ効率的に配分・運用されているか。

(14) 点検・評価

本来あるべき大学としてふさわしい適切な水準を維持するとともに、その大学の理念・目的の実現を図るために、大学の教学、経営等の諸活動を不断に点検し、評価できているか。

(15) 情報公開・説明責任

大学の組織・運営と諸活動の状況及びそれらの点検・評価結果について情報公開し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。情報公開にあたって、社会がその大学の状況を正しく理解し得るよう、配慮がなされているか。

4) 結果の活用・公表

自己点検・評価結果は、ホームページ、自己点検・評価報告書として公表するとともに、当該部署、委員会等の責任者にフィードバックし、結果に対する意見や対応策を自己点検・評価委員会に報告し、継続的な教育研究活動の改善、次期の自己点検・評価に利用する。これらを通じて、全職員が評価結果を共有し、全学的な改善向上に資する。

15. 情報の公表

学校教育法第 113 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている教育研究活動の状況に関する情報の公表については、入学広報部を中心として情報発信に取り組んでいる。

公表方法は、本学 Web サイト内に情報公開の専用ページを設け、ホームページのトップページからリンクを設定し、閲覧しやすい形で公表している。

【公表情報掲載ページ URL】

<https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/>

【公表情報の項目】

①建学の精神

- ②教育方針
- ③学則
- ④3つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）
- ⑤京都華頂大学・華頂短期大学 基本方針
- ⑥「教育研究上の基礎的な情報」について
- ⑦「修学上の情報等」について
- ⑧「財務情報」
- ⑨寄附行為、役員名簿
- ⑩校舎等の耐震化率
- ⑪研究活動上の不正行為の防止に関する取組
- ⑫公的研究費の不正使用の防止に関する取組
- ⑬大学等における修学の支援に関する法律の
- ⑭動物実験等に関する情報公開確認に係る申請書

【ア 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること】

(https://www.kyotokacho-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2_2019-_gendaikaseigakubu_p.pdf, トップページ>大学案内>公表情報コーナー>3つの方針(入学者受入れの方針、教育課程実施の方針、学位授与の方針)>現代家政学部)

【イ 教育研究上の基本組織に関すること】

(https://www.kyotokacho-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/1_2022_kouhyou_gakusoku.pdf, トップページ>大学案内>公表情報コーナー>学則)

【ウ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること】

(https://www.kyotokacho-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/6_2023_kouhyou_kyounin.pdf, トップページ>大学案内>公表情報コーナー>専任教員数)

(<https://www.kyotokacho-u.ac.jp/faculty/teacher/>, トップ>学部学科・専攻>教員紹介)

【エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること】

(入学者に関する受け入れ方針：<https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/>, トップページ>大学案内>公表情報コーナー>入学者受入れの方針)

入学者の数

(https://www.kyotokacho-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/10_2023_kouhyou_nyushi.pdf, トップページ>大学案内>公表情報コーナー>入学者数/入学者推移)

収容定員及び在学する学生の数

(https://www.kyotokacho-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/11_2023_kouhyou_gakusei.pdf, トップページ>大学案内>公表情報コーナ

ー>収容定員・在学者数/収容定員充足率)

卒業者又は修了した者の数

(https://www.kyotokacho-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/12_2023_kouhyou_sotsugyou.pdf, トップページ>大学案内>公表情報コーナー>卒業者数)

進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

(https://www.kyotokacho-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/13_2023_kouhyou_shinro.pdf, トップページ>大学案内>公表情報コーナー>進学者数・就職者数)

【オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること】

(<https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/>, トップページ>大学案内>公表情報コーナー>カリキュラム

【カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること】

必修・選択・自由科目別の必要単位修得数

(<https://www.kyotokacho-u.ac.jp/faculty/curriculum/>, トップ>学部学科・専攻>カリキュラム (2019年度以降入学生)

成績評価規程及び取得可能学位

(<https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/guideline/>, トップ>大学案内>公表情報コーナー>成績評価規程及び取得可能学位)

【キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること】

(https://www.kyotokacho-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/7_2022_kouhyou_shisetsu.pdf, トップページ>大学案内>公表情報コーナー>施設概要)

【ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること】

(https://www.kyotokacho-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/8_2023_kouhyou_gakuhi.pdf, トップページ>大学案内>公表情報コーナー>4. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用)

【ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること】

(<https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/>, トップページ>大学案内>公表情報コーナー>5. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援)

【コ その他 (教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等)】

(https://www.kyotokacho-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2023_kakuninshinsei-2.pdf, トップページ>大学案内>公表情報コーナー>大学等における修学の支援に関する法律の確認に係る申請書)

16. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

1) 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等 (FD)

(1) 本学におけるFDに係る体制・基本方針

京都華頂大学における授業改善への組織的取組みとしては、2011（平成23）年度より京都華頂大学教育能力開発検討委員会（以下、FD委員会）を設置し、学部長、教職教育機構長、学科から選出の教員、学長推薦教員そして事務局担当部長を構成員としている。その目的は、学生による授業アンケート調査、研修会等を計画・実施し、FDに関する研修や啓蒙を主として学生による授業アンケート調査、FD研修会及び教員による授業参観等であり、全学的に教育改善の活動を進めることである。

学生による授業評価は、平成23年度からすべての開講科目でアンケート調査を行っている。アンケート質問項目についてはFD委員会において調整を図り、学生自身の授業態度について、教員の授業内容の進め方や授業運営について（目標達成度・履修の成果）、総合評価等とした。実施結果は教員個別に結果報告書を渡し、全授業について教員から「振り返りシート」の提出を義務付け、授業改善を図っている。

FD研修会としては専任教員による学生の授業アンケート結果からの改善例の発表や、教員による授業参観を実施した後に報告会を実施している。

さらに、2016（平成28）年には、「京都華頂大学・華頂短期大学研究倫理指針」を定め、(1) 学術研究における不正行為の防止、(2) 研究費の適正な使用、(3) 契約の遵守、守秘義務、(4) 研究成果の適切な発表、(5) 審査の公正性、(6) 環境・安全への配慮、生命倫理の尊重、(7) 差別やハラスメントの排除、(8) 個人情報の保護、(9) 利益相反の適正なマネジメントの各項目について定め、法令の遵守、学術研究を適正かつ円滑に遂行するための取り組みを進めている。

京都華頂大学 教育能力開発検討委員会規程

(設置)

第1条 京都華頂大学学則第28条に基づき、京都華頂大学に京都華頂大学教育能力開発検討委員会（以下「委員会」という）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は本学の教育能力を向上すべく、次の事項について所掌する。

- (1) 教育研究活動改善の方策に関する事項
- (2) 初任者及び現任者の研修計画の立案・実施に関する事項
- (3) 学生による授業評価の実施、結果分析及びフィードバックに関する事項
- (4) FDに関する教員への情報提供に関する事項
- (5) その他FDに関連する事項

(組織)

第3条 委員会は次の委員で構成する。

- (1) 学部長及び教職教育機構長
- (2) 学科から選出された委員2名
- (3) 学長指名の教員 1名

(4) 教学部長

2 前項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。それ以外の委員の任期はその在任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に、委員長と副委員長を置き、学長が委員の中から指名する。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となるとともに、所掌事業を実施しその責任者となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

2 委員会が必要であると認めた場合、委員長は委員以外の者を委員会に招き、その意見を聴くことができる。

(教育能力開発事業)

第6条 委員会は、本学の教育能力開発に係る事業を実施することができる。

2 委員会実施事業の予算は、教学部が所管する。

3 委員会実施事業の事務は、教学部が行う。

(雑則)

第7条 委員会は、議事及び運営について必要な事項を定めることができる。

第8条 委員会の庶務は、教学部教学課が行う。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、委員会の審議に基づき教授会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成25年6月19日より施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

(2) FD 研修実施概要

本学では、FD委員会の構成員が確定した年度初めにFD委員会を開催し、年間の研修会の予定を決める。回数・内容については年度によって異なるが、研究倫理教育は、研究費の不正利用防止のため、毎年度開催とする。理解度を確認することができる教材を活用し、教員が正しい知識を定着させることと、高い倫理観を備えるための講習を総務部と教学部の共同で行う。

令和5年度FD研修会実施計画

日程		内容
第1回	2023年 7月	前期公開授業のフィードバック及び後期授業運営計画(ワークショップ)

第2回	2023年 9月	研究倫理教育（科研費はじめ公的研究費の不正防止に関する研修） ※
第3回	2023年 11月	令和6年度以降の各学科カリキュラム運営について （ワークショップ）
第4回	2024年 2月	ティーチングポートフォリオの改善について（ワークショップ）
第5回	2024年 3月	ハラスメントの理解促進と防止について

※研究倫理教育について（実績）

実施年度	内容概要	
令和 3年度	研究倫理	eラーニング [eL CoRE]（日本学術振興会）
	コンプライアンス	公的研究費の適正使用に関する本学の取り組み等について
令和 4年度	研究倫理	責任ある研究活動（パンフレット）（JST）
	コンプライアンス	公的研究費の適正使用に関する本学の取り組み等について ※研究費の不正使用の防止について（パンフレット）
令和 5年度	研究倫理	責任ある研究活動について 「The Lab」視聴による研修
	コンプライアンス	公的研究費の適正使用に関する本学の取り組み等について

2) 京都華頂大学・華頂短期大学におけるSD研修について

平成29年に大学設置基準の一部が改正され施行された。この改正において、大学は大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることとされている。

本学においても職員の職能開発（スタッフ・ディベロップメント：SD）はますます重要となってきたとの観点から、「本学の教育研究活動等の適切かつ効率的な運営を図るため、教職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修の機会を設けることとし、SD研修規程に基づき今後のSD研修を引き続き以下の要領で行うこととする。

(1) 本学におけるSD研修実施の方針

本学は、大学としての使命を果たすために、本学を取り巻く環境の変化や高度化・複雑化する課題に対応できる職員組織を構築するため、建学の精神、教育理念、教育目標などに基づき、「求められる職員像」を掲げ、教育研究活動等の適切かつ効率的な大学運営を図るために必要な知識・技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための研修等を実施する。

(2) 本学におけるSD研修の対象者

職員の雇用形態（臨時職員を除く。）にかかわらず本学の運営を担う者を対象とする。
なお、職員とは、事務職員及び教育職員（専任教員、専任に準ずる者を含む。）をいう。

(3) 本学が求める職員像

①高等教育機関に勤務する者としての自覚をもつとともに、建学の理念、教育理念、教育目標、三つのポリシーなどに対する理解に努め、それらに基づく姿勢・行動を取ることができる職員

②現状に満足せずに、業務や組織のあり方を改善・改革していくための創造的な提案を行い、自ら実行できる職員

③本学及び職員各自の目標に向かって、本学全体としてのチームワークを重視することができる職員

④幅広い視野と高い専門性をもった職員

(4) SD研修実施概要

本学では、業務に即した職務遂行能力及び知識を修得するために、本研修実施方針に基づき、次の内容の研修を実施する。

①大学の管理運営及び教育研究支援に必要な知識及び技能に関すること

②3つのポリシーに基づく大学の取り組みに関すること

③自己点検・評価と内部質保証に関すること

④教学マネジメントに関わる職員の育成に関すること

⑤大学教育改革に関すること

⑥学生の人間形成を図るために行われる正課外活動の諸活動における様々な指導、援助など学生の厚生補導に関すること

⑦業務領域の知見の獲得など専門知識を習得しスキルの向上や資格取得に関すること

⑧職員として求められるマネジメント能力、リーダーシップ、コミュニケーション能力、企画立案能力、課題発見・課題解決能力、業務改善力、事務処理能力等に関する
こと

⑨その他、職員の育成に関すること

(5) 本学におけるSD研修の区分

①新任職員研修 バズセッションを含む講義形式

本学職員として備えるべき知識や心得の習得を目的とし、本学に採用後2年以内の教職員を対象に行う。

②専門・実務研修 バズセッションを含む講義形式

専門・実務研修は、担当業務に関する知識や技能の習得を目的とし、実務担当者を対

象に、概ね勤続2年間に1度行う。

③キャリア開発研修 ワークショップ

キャリア開発研修は、本学における職位に応じて必要となるリーダーシップやマネジメント能力等のスキルアップを目的として行う。

④自己啓発研修

自己啓発研修は、本学の職務に関する知識や技能の習得を目的に、職員が勤務時間外に本学以外の機関が実施する講習会等を受講して行う研修とし、別に定めるところにより本学が受講に要する経費の一部を助成することがある。

(6) S D研修の方法

研修の方法については、ワークショップやグループワーク、バズセッションを含む講義形式、業務中のO J T、本学外部で実施される研修への参加など、それぞれの区分や研修内容に応じて設定するものとする。

(7) S D研修の内容

ビジネスマナー、アサーション、問題解決力の向上、学生支援スキルの向上、教育支援スキルの向上などを視野にその時々の本学の状況に合わせて、その内容をS D委員会において考えていく。

研修の実施に当たっては、ワークショップはもちろんのこと講義形式の研修においても、一方的に話を聞くだけのスタイルではなく、参加者同士がコミュニケーションを取りながら内容を深めていけるスタイルを基本とする。

研修の流れとしては業務遂行におけるP D C Aサイクルを十分に意識し、「実践」、「認知」、「分析」、「仮説化」を基本とした流れを組み入れた内容とする。

また、「ロールプレイ」「ケーススタディ」「レクリエーション」等も組み入れて多彩な内容と方法を使いながら充実した研修を実施する。

S D研修計画

時期	研修内容	研修の分類	対象者
4月	「職員連絡会」 (毎年実施) 新年度を迎えるにあたって、本学の運営方針・教育方針を共有	基礎研修	全教職員
	「新任教職員研修」 (毎年実施) 本学の教育方針や運営方針また運営組織について、学部長、学科長、部署長からの講義を基に理解する。	基礎研修	新任教職員
	学生支援の基礎知識 (隔年実施) 本学学生の気質や育ってきた環境、時代背景を理解し、学生の成長に関わる様々な場面でのより良い支援の在り方について学ぶ。	専門・実務研修	全教職員
5月	リフレクションと目標設定 (毎年実施) 前年度の業務内容および遂行状況を昨年度の目標に照らし合わせて振り返る。目標達成のために良かった点、悪かった点を洗い出し、その要因を分析し、それらを基本として新年度の業務達成目標を設定する。 振り返り内容と設定目標を参加者全員で共有し相互理解を促進する。	専門・実務研修	全職員
7月	コミュニケーションワークショップ (12月のワークショップと交互に実施) さまざまな形で教職員がコミュニケーションを取り、業務内容や教育内容についての理解を深め、相互連携と協力を促す。 多様な教職員が混ざりあったグループでのワークショップ方式で、それぞれの業務内容や推進方法、教育内容や推進方法を出し合い共有し理解を深め協働関係を構築する。	キャリア開発研修	全教職員
8月	自己啓発研修 (毎年実施)	キャリア	全教職

	学生の夏季休暇期間中に、それぞれの業務遂行に有効と思われる外部研修に参加しスキルアップを目指す。	開発研修	員
9月	人間理解ワークショップ（隔年実施） 教職員の協働に欠かすことができない「自己」と「他者」の理解と協働の重要性を、グループワーク方式で学ぶ。	専門・実務研修	全教職員
10月	業務遂行の中間振り返り（毎年実施） 春学期の業務内容を振り返りそれぞれの目標達成率出した上で、目標達成のために良かったこと、悪かったことを明確に洗い出し、参加者同士でそれらの要因を明らかにして個々にフィードバックする。その上で、個々が秋学期の目標と目標達成のための具体的な方法について微調整を行う。	専門・実務研修	
12月	コミュニケーションワークショップ（7月のワークショップと交互に実施） 業務遂行にあたっての課題をワークショップ形式で出し合い共有し、その解決方法についてワークショップ形式で整理し、それぞれの業務推進における課題とその解決方法を共有し協働での解決を模索する。	キャリア開発研修	全教職員
1月	「職員連絡会」（毎年実施） 新しい年を迎えるにあたって、学長から運営に関する基本方針を聞き、質疑応答を通してその内容を深め、それぞれの新年度の業務計画に活かしていく。	基礎研修	全教職員

京都華頂大学・華頂短期大学 SD研修規程

（目的）

第1条 この規程は、京都華頂大学・華頂短期大学（以下「本学」という。）の職員（教員及び職員をいう。以下同じ。）に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（以下「SD研修」という。ただし、授業の内容及び方法の改善を図るための研修を除く。）の実施について必要な事項を定めることを目

的とする。

(研修の区分)

第2条 SD研修の区分は次のとおりとする。

- (1) 新任職員研修
- (2) 専門・実務研修
- (3) キャリア開発研修
- (4) 自己啓発研修

2 新任職員研修は、本学職員として備えるべき知識や心得の習得を目的とし、本学に採用後2年以内の職員を対象に行う。

3 専門・実務研修は、担当業務に関する知識や技能の習得を目的とし、実務担当者を対象に、概ね勤続2年間に1度行う。

4 キャリア開発研修は、本学における職位に応じて必要となるリーダーシップやマネジメント能力等のスキルアップを目的として行う。

5 自己啓発研修は、本学の職務に関する知識や技能の習得を目的に、職員が勤務時間外に本学以外の機関が実施する講習会等を受講して行う研修とし、別に定めるところにより本学が受講に要する経費の一部を助成することがある。

(研修の実施方法)

第3条 SD研修は、本学が主催して学内において行う研修及び本学以外の機関が主催する講習会等に職員を派遣又は受講を承認して行う研修のいずれかの方法により行う。

(運営委員会)

第4条 SD研修を計画的、かつ円滑に実施するため、SD研修運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、SD研修の内容に関する事項を協議し、各年度のSD研修計画を定めるものとする。

3 委員会の構成は、事務局長、総務部長及び各課長とする。

4 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

5 委員会の幹事は総務課長とし、事務は総務課が行う。

(職員の責務)

第5条 職員は、SD研修の受講を命じられた場合には、研修に専念するとともに、職務の遂行に当たって研修の成果を活用するように努めなければならない。

2 SD研修の受講を命じられた職員は、受講完了日から10日以内に、研修報告書（様式1）を提出しなければならない。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、本学部長会の議を経て、本大学学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月28日から施行する。

17. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

ア 教育課程内の取組について

本学部学科では、日本文化を構成する歴史文化、表現文化、京都文化、地域・和食化、現代文化などの専門的な知識と日本文化を深く探求する力や新しい文化創造に寄与する能力を修得し、多文化・多様性を理解し価値観を尊重する豊かな人間性と、提案力・実行力などのソフトスキルを備えた職業人として、社会に貢献できる資質・能力を備えた人材を養成する。

そのために正課内の取組としては、授業科目を通じて「自己理解」を深め、社会人として通用するための能力（社会人基礎力）を養うため、キャリア教育科目を配置している。全学共通科目である基本科目に配置した「総合基礎演習」（ゼミ形式）（第1学年春秋学期配当）では、大学生活を円滑に進めるために必要な事項、学習・研究方法に関する基礎的な知識を得るための各種資料の収集方法や文献の探索方法等の習得を目的とする。また、同様の基本科目である「産官学連携実践」（第1学年後期配当）、「インターンシップ」（第2学年前期配当）では、担当教員や外部講師による講義を踏まえ、自分がどんな仕事や職種に向いているかという職業適性を把握する。主に一般企業へのインターンシップを通して社会人に向けての心構え、職業意識の形成を培う。また、学部必修科目に配当の「キャリア教育」（第2学年）では、大学生活の中で学びや経験を積み重ねながら、働き方や生き方を模索し、自分のキャリアを切り拓く手がかりを得ることを目的とする。

イ 教育課程外の取組について

本学では、学生一人ひとりが自らの個性に適した人生の目標や夢を見据え、学内外でさまざまな学びや体験を通じてそれらを実現するために必要な能力を育てることを

目指している。自律性を持った学生が、社会人として必要な基本的な能力を身につけ、専門職として自立し活躍することができるよう、様々な対策講座やセミナーなどのプログラムを提供・運用するとともに、キャリアカウンセラーによる丁寧な指導も含め総合的な就職支援を行う。

これまでの既設学部での上記の取組について、以下に示すとおりである。日本文化学部日本文化学科においても、同様の支援を行う。

キャリアセンター就職活動支援プログラム 実施一覧

プログラム	第3学年時 スケジュール												備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
プログラム 就職支援 無料	学期ガイダンス	●					●							学期開始時
	一般企業就活対策講座(基礎編)			●	●		●							
	就職準備プログラム-実践編① マナー対策講座							●						
	就職準備プログラム-実践編② 就活直前！対策講座								●	●				
	業界研究セミナー								●	●	●	●		
就職P 有料講座	一般企業就活対策講座 (応用・実践編)							●	●					
	SPI試験対策講座						●							
	就活写真撮影会 (メイク・身だしなみ指導)									●	●			
	MOS (Microsoft office specialist) 講座					●	●							
医科医療事務検定3級対策講座											●	●		
対策講座 公務員	公務員試験対策講座							●	●	●	●	●		
	公務員試験直前対策講座												●	
採用 教員	教員採用対策講座(中高)								●	●	●	●	●	次年度春学期まで継続
その他	進路登録		●	●										
	全員面談		●	●										
	相談対応(就職相談)							■					第4学年まで継続	
	履歴書・エントリーシート添削指導							■					第4学年まで継続	
	新卒応援ハローワーク出張相談								■				第4学年まで継続	
求人情報照会										■			第4学年まで継続	
Web	オンライン資格講座	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

ウ 適切な体制の整備について

本学の就職支援の事務組織としては、従来の就職部の機能とキャリア教育を推進する機能を有するキャリアセンターが設置されているが、より高度な指導が行えるよう、キャリアコンサルタントの有資格者が在籍している。具体的には、学生の興味や価値観、能力やスキル、また将来の目標や希望についての聞き取り・分析を行い、その情報をもとに適切なキャリアパスや就職先を提案し、その達成に向けた計画やアクションプランを立案・支援する。また、必要なリソースやネットワークの提供、履歴

書や面接の準備、職場適応力の向上など、キャリア全般に関わる様々な面でサポートを行う。また、キャリアセンター・キャリア支援課職員と各学部学科の教員で構成されるキャリア委員会が組織されており、情報の集約化・業務効率化・コンサルティング業務等を共有・進化させることで、学生支援体制の強化向上並びに安定化を図り、学生全員が希望する職場に就職できるよう支援を行う。

こうした支援を補完するシステム（ツール）としては、学生の内的な成長をゼミナール指導教員とともに入学時から卒業時まで記録・助言していく、「学修ポートフォリオ」を導入し、学生自身の成長プロセスを点検・検証しながら進路選択（職業選択）の適性と生涯に亘る「キャリアデザイン（これからの生活・仕事の履歴設計）」の構築を目指している。

さらに、令和6年度より、全ての求人情報や来校企業との面談記録は、株式会社ジェイネットが管理運営しているシステム「求人検索 NAVI」に取り込み、インターネット回線を利用して、事務室内のパソコンはもとより、学生はスマートフォンや自宅のパソコンからリアルタイムな求人情報をいつでも閲覧することができる環境を構築するとともに、本学部学科の学生も同様に利活用できるよう整える。

以上のように、本学部におけるキャリア教育の特徴は、学部教員と事務局が一体的・横断的に連携し、学生の正課・正課外の種々の活動を体系化し、フィードバックを行うことにより、一層の成果を収めている。